

【別紙】

予防専門型通所サービス利用者の休業期間中介護報酬実績の計算方法

予防専門型通所サービスは月額報酬となっていますが、休業要請を受け、例外的に日割請求を行っている場合があります。

ここに、予防専門型通所サービス利用者の「休業期間中介護報酬額実績報告書（様式第1号別紙①）」の「介護報酬額」の記載方法（計算方法）をお示しします。なお、これらの計算方法に該当しない場合があれば、介護保険課指導係までご連絡ください。

1 基本的な考え方

休業期間中介護報酬額実績報告書（以下「報告書」と言う。）の介護報酬額は、休業要請を受けて休業や縮小営業した期間中に限定した介護報酬額を記載します。

【注意点】

- (1) 自主的な休業期間は含まれません。
- (2) 公費負担だけでなく利用者負担分も含めた金額（10割分）を記載します。
- (3) 期間中に同一法人の他事業所を利用した場合の報酬額も記載します。
- (4) 休業期間中の報酬額のみ記載します。要支援者や事業対象者等の月額報酬の場合の計算方法は「2 予防専門型通所サービス利用者の計算方法」を参照してください。

2 予防専門型通所サービス利用者の計算方法

事業所の運営状況や利用者の利用状況、請求方法等により計算方法を以下のとおり分けて考えます。それぞれ、該当するものに当てはめて計算してください。なお、以下の計算方法中にある「A」や「B」が報告書に記載する介護報酬額となります。

- (1) 当該月に日割請求をせず月額包括請求を行った場合。（休業要請期間中に縮小営業や居宅訪問を行ったが日割請求しなかった場合も含む。）

(ア) 考え方

日割の単位数に休業日数を掛ける。

(イ) 計算方法

- (a) 通常時週1回利用者の場合

$$\begin{aligned} A &= 54 \text{ 単位} \times 14 \text{ 日} \times \text{級地単価} \\ &= 756 \text{ 単位} \times 10.68 \text{ 円} \\ &= \underline{8,074 \text{ 円}} \text{（円未満切捨て）} \end{aligned}$$

- (b) 通常時週2回利用者（要支援2に限る）の場合

$$\begin{aligned} B &= 112 \text{ 単位} \times 14 \text{ 日} \times \text{級地単価} \\ &= 1,568 \text{ 単位} \times 10.68 \text{ 円} \\ &= \underline{16,746 \text{ 円}} \text{（円未満切捨て）} \end{aligned}$$

(2) 当該月の休業要請期間中に居宅訪問を含めた一切のサービス提供を実施せず、休業要請期間中以外の利用実績で日割請求を行った場合。

(ア) 考え方

休業要請期間中は介護報酬が全く発生しなかった利用者のこと。(同一法人の他事業所の利用もなし)

(イ) 計算方法

$$\begin{aligned} A &= 0 \text{ 単位} \times 14 \text{ 日} \times \text{級地単価} \\ &= 0 \text{ 単位} \times 10.68 \text{ 円} \\ &= \underline{0 \text{ 円}} \end{aligned}$$

※1 通常時の利用回数が週1回及び週2回共通の計算式になります。

(3) 当該月の休業要請期間中も縮小営業や居宅訪問のサービス提供を実施し、休業要請期間中も日割請求を行った場合。

(ア) 考え方

令和2年3月10日付「感染拡大防止のために休業した予防専門型通所サービス事業所の職員が居宅訪問してサービス提供した場合の報酬の取扱いについて」(NAGOYAかいごネットの到着情報に掲載)を基に、休業要請期間中の日割報酬額を算出します。

(イ) 計算方法

(a) 通常時週1回利用者の場合

$$\begin{aligned} A &= 54 \text{ 単位} \times 7 \times X \text{ 回} \times \text{級地単価} \\ &= 378 X \text{ 単位} \times 10.68 \text{ 円} \\ &= \underline{4,037.04 X \text{ 円}} \end{aligned}$$

※1 Xは休業要請期間中におけるサービス提供回数です。

※2 Xは1又は2のみとします。

※3 円未満は切捨ててください。

(b) 通常時週2回利用者(要支援2に限る)の場合

$$\begin{aligned} B &= 112 \text{ 単位} \times 4 \times Y \text{ 回} \times \text{級地単価} \\ &= 448 Y \text{ 単位} \times 10.68 \text{ 円} \\ &= \underline{4,784.64 Y \text{ 円}} \end{aligned}$$

※1 Yは休業要請期間中におけるサービス提供回数です。

※2 Yは1～4の整数とします。

※3 円未満は切捨ててください。

※4 Bは16,746円(112単位×14日×10.68円)を上限とします。例えば、Y=4とした場合、 $112 \times 4 \times 4 \times 10.68 = 19,138 \geq 16,746$ となるため、 $B = 16,746$ となります。

(ウ) 留意点

- ・ 縮小営業や居宅訪問で対応したが、結果として日割ではなく月額包括請求となっていた場合は(1)に該当しますのでご注意ください。